

新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領

第1 総則

(目的)

第1条 この要領は、新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 市要綱第2条第1号に規定する一般戸建住宅及び同条第2号に規定する高齢者等戸建住宅とは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 新潟市内に存する個人所有の戸建て住宅（延べ床面積の過半部分が居住の用に供されている住宅であって、2世帯住宅を含む。）
- (2) 木造在来軸組工法で建築された住宅
- (3) 階数が2以下の住宅で、かつ、延べ床面積が500㎡以下のもの
- (4) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した住宅（昭和56年6月1日以降に延べ床面積の過半部分を増築したものを除く。）

2 市要綱第2条第3号に規定する市長が別に定める方法とは、「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）（一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）」に基づく一般診断法によるもの（以下「一般診断」という。）をいう。

3 市要綱第2条第4号に規定する市長が別に定める基準とは、当該木造住宅の耐震診断と同じ方法で構造耐力の評価を行ったもので、次に掲げるそれぞれの定めに適合するものをいう。

- (1) 一般診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であった場合、一般診断による上部構造評点を1.0以上又はこれと同等以上とする設計であること。
- (2) 前項の一般診断を実施した結果、重大な地盤・基礎注意事項の指摘があった場合、その指摘の改善を併せて行う設計であること。

4 市要綱第2条第6号に規定する市長が別に定める基準とは、次に掲げるそれぞれの定めに適合するものをいう。

(1) 一部耐震改修工事にあつては、次のいずれかに定める基準に適合するもの

ア 耐震設計に基づき行う、2階建て住宅の1階部分の上部構造評点を1.0以上又はこれと同等以上とする工事であること。

イ 耐震設計に基づき行う、住宅全体の上部構造評点を0.7以上又はこれと同等以上とする工事であること。

(2) 追加耐震改修工事にあつては、耐震設計に基づき行う、住宅全体の上部構造評点を1.0以上又はこれと同等以上とする工事であること。

5 市要綱第2条第7号に規定する市長が別に定める除外工事は、次に掲げるものをいう。

(1) 土地の購入及び工事中の仮住居に係るもの

(2) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）、電化製品（エアコンを含む。）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの

(3) 電信、電話及び通信等設備に係るもの

(4) 併用住宅にあつては、居住以外の用に供する部分に係るもの

(5) 外構、植栽及び居住の用に供さない別棟の建物に係るもの

(6) 下水道接続及び浄化槽設置に係るもの

(7) 太陽光発電設備の設置に係るもの

(8) ペレットストーブの設置に係るもの

(9) 高効率給湯器の設置に係るもの

(10) その他補助の対象として不適当なもの

6 市要綱第2条第8号に規定する市長が別に定める要件とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市要綱第2条第1号に規定する住宅で居住する世帯全員の住民税が非課税（以下「非課税世帯」という。）のもの又は市要綱第2条第2号に規定する住宅

(2) 一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「誰でもできるわが家の耐震診断」による診断の結果、評点の合計が7点以下の住宅

7 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者

(2) 補助事業者 補助金の交付の決定の通知を受けた者

第2 木造住宅耐震設計費補助

(補助の対象となる耐震設計)

第3条 補助の対象となる耐震設計(併せて行う第2条第2項で規定する耐震診断を含む。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新潟市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱(以下「市派遣要綱」という。)第2条第1項に規定する耐震診断士が所属し、かつ建築士法第23条で規定する登録を受けた建築士事務所が行ったものであること。

(2) 第2条第3項で規定する設計であること。

(3) 第2条第1項に規定する住宅であり、本市が認める判定会等の内容審査を受けた耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であった住宅であること。

(申請手続き)

第4条 申請者は、木造住宅の耐震設計を行う前に次に掲げる書類を添付した別記様式第1号の耐震設計補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

(1) 占有者の同意書(別記様式第2号)(当該住宅の所有者と占有者が異なる場合に限る。)

(2) 当該耐震設計に要する費用の見積書の写し(補助対象部分と補助対象外部分を明記)

(3) 第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し(第3条第1項第3号に基づき、耐震診断を実施した場合に限る。)

(4) 新潟市制度用の納税証明書(申請する年度に発行されたもの)

(5) 第2条第1項の要件を満たすことを証する書類(市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により耐震設計補助金交付申請書の提出がなされ、補助金の交付を決定したときは、遅滞なくその旨をその申請者に通知するものとする。交付をしないときも同様とする。

3 前項の規定による交付の決定の通知は、別記様式第3号の耐震設計補助金交付決定通

知書によるものとする。

(耐震設計の実績報告)

第5条 補助事業者は、耐震設計が終了したときは、当該耐震設計を行う年度の3月15日までに、次に掲げる書類を添付した別記様式第4号の耐震設計補助事業実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(1) 収支計算書(別記様式第5号)

(2) 当該耐震設計に基づき行われる耐震改修工事によって得られる耐震診断の上部構造評点を求めた耐震設計計算書で、本市が認める判定会等の内容審査を受けたもの

(3) 耐震診断士等が作成した次に掲げる設計図書

ア 付近見取り図

イ 配置図

ウ 平面図(耐震改修部分が判るもの)

エ 耐震改修箇所詳細図

オ 立面図又は軸組図

カ 耐震改修、耐震補強に関する工事仕様書

(4) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し

(5) 耐震設計に要した費用の領収書の写し

(6) 市要綱第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し(市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された耐震設計補助事業実績報告書及び添付書類についてその内容を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式第6号の耐震設計補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

第3 木造住宅耐震改修等工事費補助

(補助の対象となる耐震改修工事等)

第6条 補助の対象となる耐震改修工事等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第2条第3項又は第2条第4項に規定する耐震改修工事等であること。

(2) 第3条に規定する耐震設計であり、本市が認める判定会等の内容審査を受けた耐

震設計に基づく工事であること。

2 耐震改修工事等の施工にあたっては、耐震診断士等（原則として耐震設計を行った耐震診断士等）による工事監理を行うものとする。

（申請手続き）

第7条 申請者は、木造住宅の耐震改修工事等（当該工事に併せた耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付を申請する場合にあつては、当該耐震改修等促進リフォーム工事を含む。）の着手前に次に掲げる書類を添付した別記様式第7号の耐震改修工事等補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

（1） 占有者の同意書（別記様式第2号）（当該住宅の所有者と占有者が異なる場合に限る。）

（2） 当該耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記）

（3） 耐震診断士等が作成した次に掲げる設計図書

ア 付近見取り図

イ 配置図

ウ 平面図（耐震改修等の部分が判るもの）

エ 耐震改修箇所詳細図

オ 立面図又は軸組図

カ 耐震改修、耐震補強に関する工事仕様書

（4） 市要綱第2条第2号に規定する高齢者等戸建住宅として補助金交付申請をする場合にあつては、要件を満たすことを証する次の書類（2以上に該当する場合はいずれか1つ。）

ア 世帯全員分の住民票の写し（直近3ヶ月以内のもの）

イ 介護保険被保険者証の写し

ウ 身体障害者手帳の写し

エ 療育手帳の写し

（5） 新潟市制度用の納税証明書（申請する年度に発行されたもの）

（6） 段階的耐震改修工事に係る補助金交付申請をする場合にあつては、当該耐震設計に基づき行われる段階的耐震改修工事によって得られる耐震診断の上部構造評点を求めた耐震設計計算書で、本市が認める判定会等の内容審査を受けた書類

(7) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金交付申請をする場合にあっては、当該耐震改修等促進リフォーム工事に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記）並びに工事箇所及び工事内容が分かる設計図面

(8) 木造住宅耐震設計費補助の補助金交付申請等をしていない耐震設計に基づく耐震改修等工事に係る補助金交付申請をする場合にあっては、第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し及び第2条第3項に規定する耐震設計に基づき行われる耐震改修工事によって得られる耐震診断の上部構造評点を求めた耐震設計計算書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により耐震改修工事等補助金交付申請書の提出がなされ、補助金の交付を決定したときは、遅滞なくその旨をその申請者に通知するものとする。交付をしないときも同様とする。

3 前項の規定による交付の決定の通知は、別記様式第8号の耐震改修工事等補助金交付決定通知書によるものとする。

(耐震改修工事等の実績報告)

第8条 補助事業者は、耐震改修工事等（当該工事に併せた耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付の決定を受けている場合にあっては、当該耐震改修等促進リフォーム工事を含む。）が完了したときは、当該耐震改修工事等を行う年度の3月15日までに、次に掲げる書類を添付した別記様式第9号の耐震改修工事等補助事業実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(1) 収支計算書（別記様式第5号）

(2) 耐震改修工事等に基づいた竣工設計図面

(3) 工事写真（改修箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況が確認でき、前号の図面とも照合できるもの）

(4) 耐震改修工事等に要した費用の請求書（工事金額に変更があった場合に限る。）

(5) 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し

(6) 一部耐震改修工事の場合にあっては、耐震診断士等が作成した追加耐震改修工事の耐震設計計算書、設計図面及び見積書

(7) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付の決定を受けている場合にあっては、当該工事に係る第1号から第5号に掲げる書類（この場合において、第2号、

第4号及び第5号中「耐震改修工事等」とあるのは「耐震改修等促進リフォーム工事」と読み替える。）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された耐震改修工事等補助事業実績報告書及び添付書類についてその内容を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式第10号の耐震改修工事等補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(耐震改修工事等の現地調査)

第9条 市長は、耐震改修工事等の工事中又は完了後（当該工事に併せた耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付の決定を受けている場合にあつては、それぞれ当該耐震改修等促進リフォーム工事を含む。）において、建築行政課の職員を派遣することができる。

第4 除却工事費補助

(補助の対象となる除却工事)

第10条 補助の対象となる除却工事は、第2条第6項で規定する現に居住の用に供している住宅の全てを取り壊す工事であり、建替え又は耐震性のある住宅等に住替えを行うものであること。

(申請手続き)

第11条 申請者は、木造住宅の除却工事を行う前に次に掲げる書類を添付した別記様式第20号の除却工事補助金交付申請書を、市長に提出しなければならない。

(1) 占有者の同意書（別記様式第2号）（当該住宅の所有者と占有者が異なる場合に限り。）

(2) 当該除却工事に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記したもの。）

(3) 市要領第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し又は「誰でもできる 耐震診断」問診票の写し

(4) 対象住宅の全景の分かるカラー写真

(5) 新潟市制度用の納税証明書（申請する年度に発行されたもの）

(6) 市要領第2条第1項の要件を満たすことを証する書類(市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。)

(7) 市要領第2条第6項第1号の要件を満たすことを証する次の書類(2以上に該当する場合はいずれか1つ。ただし、非課税世帯に該当する場合はア及びオ)

ア 世帯全員分の住民票の写し(直近3ヶ月以内のもの)

イ 介護保険被保険者証の写し

ウ 身体障害者手帳の写し

エ 療育手帳の写し

オ 世帯全員分(被扶養者を除く)の課税(所得)証明書(申請年度(前年度所得)分)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により除却工事補助金交付申請書の提出がなされ、補助金の交付を決定したときは、遅滞なくその旨をその申請者に通知するものとする。交付をしないときも同様とする。

3 前項の規定による交付の決定の通知は、別記様式第21号の除却工事補助金交付決定通知書によるものとする。

(除却工事の実績報告)

第12条 補助事業者は、除却工事が終了したときは、当該除却工事を行う年度の3月15日までに、次に掲げる書類を添付した別記様式第22号の除却工事補助事業実績報告書を、市長に提出しなければならない。

(1) 収支計算書(別記様式第5号)

(2) 工事中及び工事後のカラー写真

(3) 除却工事に要した費用の請求書(工事金額に変更があった場合に限る。)

(4) 除却工事に要した費用の領収書の写し

(5) 建替え工事を実施することが確認できる書類(建替えを行う場合に限る。)

(6) 住替え先における世帯全員分の住民票(住替えを行う場合に限る。)

(7) 住替え先の住宅の耐震性が確認できる書類(住替えを行う場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された除却工事補助事業実績報告書及び添付書類についてその内容を適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を別記様式

第 2 3 号の除却工事補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

第 5 補助事業の変更等

(不交付の決定)

第 1 3 条 市長は、第 4 条第 2 項又は第 7 条第 2 項、第 1 1 条第 2 項の規定により補助金の不交付の決定を通知するときは、別記様式第 1 1 号の補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の変更手続き)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業の中止又は変更により交付決定を受けた補助金の変更又は補助事業の中止が生じることとなった場合には、速やかに別記様式第 1 2 号の補助事業変更・中止申請書によりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理しその内容を確認したときは、遅滞なく、別記様式第 1 3 号の補助金交付決定変更・中止通知書により補助金の交付決定を変更又は中止する旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 1 5 条 市長は、補助事業者が補助金規則第 1 7 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、別記様式第 1 4 号の補助金交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第 1 5 号の補助金返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

5 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

第 6 代理受領

第 1 6 条 申請者は、耐震設計、耐震改修工事等（当該工事に併せた耐震改修等促進リフォーム工事に

係る補助金の交付を申請する場合にあっては、当該耐震改修等促進リフォーム工事を含む。)又は除却工事に係る補助事業について、補助金の受領を、耐震設計、耐震改修工事等又は除却工事を行った者に委任する方法(以下「代理受領」とする。)により行うことができる。

2 代理受領により耐震設計に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第5条に規定する耐震設計補助実績報告書に代えて、次に掲げる書類を添付した別記様式第16号の耐震設計補助事業実績報告書(代理受領)を、市長に提出しなければならない。

(1) 代理受領に係る委任状(別記様式第17号)

(2) 収支計算書(別記様式第5号)

(3) 当該耐震設計に基づき行われる耐震改修工事によって得られる耐震診断の上部構造評点を求めた耐震設計計算書で、本市が認める判定会等の内容審査を受けたもの

(4) 耐震診断士等が作成した次に掲げる設計図書

ア 付近見取り図

イ 配置図

ウ 平面図(耐震改修部分が判るもの)

エ 耐震改修箇所詳細図

オ 立面図又は軸組図

カ 耐震改修、耐震補強に関する工事仕様書

(5) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し

(6) 耐震設計に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し

(7) 市要綱第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し(市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。)

(8) その他市長が必要と認める書類

3 代理受領により耐震改修工事等に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第8条に規定する耐震改修工事等補助事業実績報告書に代えて、次に掲げる書類を添付した別記様式第18号の耐震改修工事等補助事業実績報告書(代理受領)を、市長に提出しなければならない。

(1) 代理受領に係る委任状(別記様式第17号)

(2) 収支計算書(別記様式第5号)

- (3) 耐震改修工事等に基づいた竣工設計図面
- (4) 工事写真(改修箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況が確認でき、前号の図面とも照合できるもの)
- (5) 耐震改修工事等に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し
- (6) 一部耐震改修工事の場合にあっては、耐震診断士等が作成した追加耐震改修工事の耐震設計計算書、設計図面及び見積書
- (7) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付の決定を受けている場合にあっては、当該工事に係る第2号から第6号に掲げる書類(この場合において、第3号、第5号及び第6号中「耐震改修工事等」とあるのは「耐震改修等促進リフォーム工事」と読み替える。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

4 代理受領により除却工事に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第12条に規定する除却工事補助事業実績報告書に代えて、次に掲げる書類を添付した別記様式第19号の除却工事補助事業実績報告書(代理受領)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 代理受領に係る委任状(別記様式第17号)
- (2) 収支計算書(別記様式第5号)
- (3) 工事中及び工事後のカラー写真
- (4) 除却工事に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し
- (5) 建替え工事を実施することが確認できる書類(建替えを行う場合に限る。)
- (6) 住替え先における世帯全員分の住民票(住替えを行う場合に限る。)
- (7) 住替え先の住宅の耐震性が確認できる書類(住替えを行う場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

第7 雑則

(補助金の額)

第17条 市要綱別表において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てた金額とする。

(補助事業者に対する指導等)

第18条 市長は、補助事業者に対して、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、補助事業者に対して、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、本事業等の広報、アンケート及び調査その他の協力を求めることができる。

(様式)

第19条 この要領による申請書、その他の書類の様式は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 第12条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に、改正前の新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領(以下「改正前の取扱要領」という。)の規定に基づき、社団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集の「増補版 木造住宅の耐震精密診断と補強方法」に定められた耐震精密診断法(以下「旧耐震精密診断法」という。)により耐震診断を行った木造住宅について、その耐震診断の結果の総合評点が0.7未満であったものを同じ診断方法による総合評点が1.0以上又はこれと同等以上とする設計については、改正後の新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領(以下「改正後の取扱要領」という。)第7条に規定する補助の対象となる耐震設計とみなす。

3 この要領の施行の日前に、改正前の取扱要領の規定に基づき、旧耐震精密診断法により耐震診断を行った木造住宅について、旧耐震精密診断法の総合評点を1.0以上又はこれと同等以上とする設計につ

いては、改正後の取扱要領第7条に規定する補助の対象となる耐震設計とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に提出された耐震診断に係る実績報告書は、この要領の規定により提出された耐震診断実績報告書とみなし、第5条第4項の通知を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に提出された耐震診断に係る実績報告書は、この要領の規定により提出された耐震診断実績報告書とみなし、第5条第4項の通知を行うことができる。
- 3 この要領の施行の日前に、改正前の新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領の規定に基づき、旧耐震精密診断法により耐震診断を行った木造住宅について、その耐震診断の結果の総合評点が0.7未満であったものを同じ診断方法による総合評点が1.0以上又はこれと同等以上とする設計については、改正後の新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領第6条に規定する補助の対象となる耐震設計とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年2月13日から施行する。

(補助金交付の特例)

- 2 平成24年3月31日までに第4条、第7条、第10条又は第14条の規定による補助金の交付決定を受けたものについては、第2条第6項第4号中「工事を行う年度の12月末日」は「平成24年12月末日」と、第5条第1項中「当該耐震診断を行う年度の3月15日」は「平成25年3月15

日」と、第8条第1項中「当該耐震設計を行う年度の3月15日」は「平成25年3月15日」と、第11条第1項中「当該耐震改修工事等を行う年度の3月15日」は「平成25年3月15日」と、第15条第1項中「当該建替え耐震化工事を行う年度の3月15日」は「平成25年3月15日」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

区 分	様 式 の 名 称	様 式
木造住宅耐震設計	耐震設計補助金交付申請書	別記様式第1号
	占有者の同意書	別記様式第2号
	耐震設計補助金交付決定通知書	別記様式第3号
	耐震設計補助事業実績報告書	別記様式第4号
	収支計算書	別記様式第5号
	耐震設計補助金確定通知書	別記様式第6号
木造住宅耐震改修工 事等	耐震改修工事等補助金交付申請書	別記様式第7号
	占有者の同意書	別記様式第2号
	耐震改修工事等補助金交付決定通知書	別記様式第8号
	耐震改修工事等補助事業実績報告書	別記様式第9号
	収支計算書	別記様式第5号
	耐震改修工事等補助金確定通知書	別記様式第10号
補助事業の変更手続き 等	補助金不交付決定通知書	別記様式第11号
	補助事業変更申請書	別記様式第12号
	補助金交付決定変更通知書	別記様式第13号
	補助金交付決定取消通知書	別記様式第14号
	補助金返還命令書	別記様式第15号
代理受領	耐震設計補助事業実績報告書（代理受領）	別記様式第16号
	代理受領に係る委任状	別記様式第17号
	耐震改修工事等補助事業実績報告書（代理受領）	別記様式第18号
	除却工事補助事業実績報告書（代理受領）	別記様式第19号
木造住宅除却工事	除却工事補助金交付申請書	別記様式第20号
	占有者の同意書	別記様式第2号
	除却工事補助金交付決定通知書	別記様式第21号
	除却工事補助事業実績報告書	別記様式第22号

収支計算書	別記様式第5号
除却工事補助金確定通知書	別記様式第23号

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 〒 _____
住所

氏名
（電話： _____）

耐震設計補助金交付申請書

新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領第4条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
耐震設計 _____円 耐震診断 _____円
- 3 交付申請額 耐震設計 _____円 耐震診断 _____円
- 4 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 5 補助事業実施期間（予定）
補助金交付決定日 ~ 年 月 日
- 6 耐震設計者（耐震診断士）
- 7 確認事項

次の事項を確認のうえ、にを記入してください。（がない場合は、交付決定ができません。）

本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。
また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

添付書類

- (1) 当該木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、耐震設計を行うことについての別記様式第2号の占有者の同意書
- (2) 当該耐震設計に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記）
- (3) 市要領第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し（市要領第3条第1項第3号に基づき、耐震診断を実施した場合に限る。）
- (4) 新潟市制度用の納税証明書（申請する年度に発行されたもの）
- (5) 市要領第2条第1項の要件を満たすことを証する書類（市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

占有者の同意書

住宅所有者

が、次の住宅の

耐震設計
耐震改修工事等
除却工事

を実施することについて、住宅の占有者（居住者）として同意いたします。

（該当するものに○をつけてください。）

申請住宅の所在地

新潟市

年 月 日

住宅占有者 氏 名

電話番号

新建第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

耐震設計補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震設計補助金については、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 交付決定額 耐震設計_____円 耐震診断_____円
- 3 補助事業実施家屋の地番 新潟市_____

交付条件

- (1) 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 〒 _____
 住所 _____
 氏名 _____
 （電話： _____ - _____ - _____）

耐震設計補助事業実績報告書

年 月 日付け新建第 _____ 号の _____ で交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 交付決定額 耐震設計 _____ 円 耐震診断 _____ 円
- 3 補助事業実施家屋の地番 新潟市 _____
- 4 補助事業完了年月日 _____ 年 月 日

補助金の交付先 （振込先）	金融機関名	銀行 信用組合	支店
	預金種目・口座番号	1 普通 2 当座	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号 (右詰めで記入)
	フリガナ 名 義 人		

添付書類

- (1) 収支計算書（別記様式第5号）
- (2) 耐震設計計算書
- (3) 耐震診断士等が作成した次に掲げる設計図書
 - ア 付近見取り図
 - イ 配置図
 - ウ 平面図（改修部分が判るもの）
 - エ 耐震改修箇所詳細図
 - オ 立面図又は軸組図
 - カ 耐震改修・耐震補強に関する工事仕様書
- (4) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
- (5) 耐震設計に要した費用の領収書の写し
- (6) 市要領第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し（市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

耐震設計・耐震改修・除却工事に係る収支計算書

資金内訳

項目	金額(円)	備考
自己資金より		
市より補助金		
計		

支払内訳

項目	金額(円)	備考
業者へ支払額		
計		

補助事業者 氏名 _____

新建第 _____ 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

耐震設計補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造住宅耐震設計補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 3 交付決定額 耐震設計 _____ 円 耐震診断 _____ 円
- 4 交付済額 耐震設計 _____ 円 耐震診断 _____ 円
- 5 確定額 耐震設計 _____ 円 耐震診断 _____ 円

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 〒 _____

住所

氏名

（電話： _____ - _____ - _____）

耐震改修工事等補助金交付申請書

新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 工事の種別 全体耐震改修 一部耐震改修 追加耐震改修
- 3 耐震改修等促進リフォーム工事の有無 有 無
- 4 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
耐震改修工事等 _____ 円 耐震改修等促進リフォーム工事 _____ 円
- 5 交付申請額
耐震改修工事等 _____ 円 耐震改修等促進リフォーム工事 _____ 円
- 6 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 7 補助事業実施期間（予定） 補助金交付決定日 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- 8 工事監理者（耐震診断士等） _____
- 9 確認事項

次の事項を確認のうえ、にを記入してください。（がない場合は、交付決定ができません。）

本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

添付書類

- (1) 当該木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修工事等を行うことについての別記様式第2号の占有者の同意書
- (2) 耐震改修工事等に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記）
- (3) 耐震診断士等が作成した設計図書
- (4) 市要綱第2条第2号に規定する高齢者等戸建住宅の場合は、そのことが確認できる次の書類（2以上に該当する場合はいずれか1つ。）
(ア) 世帯全員分の住民票の写し（直近3か月以内のもの） (イ) 介護保険被保険者証の写し
(ウ) 身体障害者手帳の写し (エ) 療育手帳の写し
- (5) 段階的耐震改修工事に係る補助金の交付申請をする場合は、段階的耐震改修工事によって得られる上部構造評点等を求めた耐震設計計算書で、本市が認める判定会等の内容審査を受けたもの
- (6) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付申請をする場合は、耐震改修等促進リフォーム工事に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記）並びに工事箇所及び内容が分かる設計図面
- (7) 納税証明書（新潟市制度用）（申請する年度に発行されたもの）
- (8) 代理受領を予定している場合は、別記様式第16号の代理受領予定届出書
- (9) 耐震設計費補助の補助金申請等をしていない耐震改修等工事に係る補助金の交付申請をする場合、耐震診断結果報告書の写し及び耐震設計計算書
- (10) その他市長が必要と認める書類

新建第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

耐震改修工事等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震改修工事等補助金については、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 工事の種別 全体耐震改修 一部耐震改修 追加耐震改修
- 3 交付決定額（耐震改修工事等） 円
交付決定額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円
- 4 補助事業実施家屋の地番 新潟市

交付条件

- (1) 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 〒 -
 住所
 氏名
 （電話： - - ）

耐震改修工事等補助事業実績報告書

年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 工事の種別 全体耐震改修 一部耐震改修 追加耐震改修
- 3 耐震改修等促進リフォーム工事の有無 有 無
- 4 交付決定額（耐震改修工事等） 円
 交付決定額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円
- 5 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 6 補助事業完了年月日 年 月 日

補助金の交付先 （振込先）	金融機関名	銀行 信用組合	支店
	預金種目・口座番号	1 普通 2 当座	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号 (右詰めで記入)
	フリガナ 名 義 人		

添付書類

- (1) 収支計算書（別記様式第5号）
- (2) 耐震改修工事等に基づいた竣工設計図面
- (3) 工事写真（改修箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況が確認でき、前号の図面とも照合できるもの）
- (4) 耐震改修工事等に要した費用の請求書（工事金額に変更があった場合に限り。）
- (5) 耐震改修工事等に要した費用の領収書の写し
- (6) 一部耐震改修工事の場合は、耐震診断士等が作成した追加耐震改修工事の設計図面及び見積書
- (7) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付の決定を受けている場合は、当該工事に係る(1)から(5)に掲げる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

新建第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

耐震改修工事等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造住宅耐震改修工事等補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 3 交付決定額（耐震改修工事等） 円
交付決定額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円
- 4 交付済額（耐震改修工事等） 円
交付済額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円
- 5 確定額（耐震改修工事等） 円
確定額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円

新建第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金不交付決定通知書
(耐震設計・耐震改修工事等・除却工事)

年 月 日付けで申請のあった木造住宅（耐震設計・耐震改修工事等・除却工事）補助金については、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 申請家屋の地番 新潟市
- 3 不交付の理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 〒 —
住所

氏名
（電話： — — ）

補助事業変更・中止申請書
（耐震設計・耐震改修工事等・除却工事）

年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業について、次のとおり変更・中止したいので、申請します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 3 変更・中止となる理由及び補助申請額の内容

新建第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金交付決定変更・中止通知書
(耐震設計・耐震改修工事等・除却工事)

年 月 日付け新建第 号の で交付決定した木造住宅
(耐震設計・耐震改修工事等・除却工事) 補助金については、次のとおり変更・中止した
ので通知します。

記

1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業

2 既交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

4 補助事業実施家屋の地番 新潟市 _____

5 変更となる理由及び補助申請額の内容

変更前	変更後

6 その他

新建第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金交付決定取消通知書
(耐震設計・耐震改修工事等・除却工事)

年 月 日付け新建第 号の で交付決定した木造住宅
(耐震設計・耐震改修工事等・除却工事) 補助金については、次のとおり交付決定を取り
消したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 3 交 付 決 定 額 円
- 4 交 付 決 定 取 消 額 円
- 5 取 消 理 由

新建第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金返還命令書
(耐震設計・耐震改修工事等・除却工事)

年 月 日付け新建第 号の で確定した（交付決定を
取り消した）木造住宅（耐震設計・耐震改修工事等・除却工事）補助金については、次の
とおり返還を命ずる。

記

- 1 返 還 額 円
- 2 返還期限
- 3 返還理由

年 月 日

（宛先）新潟市長

代理受領に係る委任状

金額	金 額 円
委任者	住 所 新潟市
	氏 名

私は、 年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業に係るの上記補助金の受領に関する権限を下記記載の受任者に委任します。

記

上記権限の委任を受けることを承諾します。また、上記補助金は、次の口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者	住 所
	事業者名
	代表者名
	電話番号
(備考欄) 口座振替 金融機関 支 店 預金種別 口座番号 フリガナ 口座名義	

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 〒 ー
住所
氏名
（電話： ー ー ）

耐震改修工事等補助事業実績報告書
（代理受領）

年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業が
完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 工事の種別 全体耐震改修 一部耐震改修 追加耐震改修
- 3 耐震改修等促進リフォーム工事の有無 有 無
- 4 交付決定額（耐震改修工事等） 円
交付決定額（耐震改修等促進リフォーム工事） 円
- 5 補助事業実施家屋の地番 新潟市
- 6 補助事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 代理受領に係る委任状（別記様式第18号）
- (2) 収支計算書（別記様式第5号）
- (3) 耐震改修工事等に基づいた竣工設計図面
- (4) 工事写真（改修箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の状況が確認でき、前号の図面とも照合できるもの）
- (5) 耐震改修工事等に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し
- (6) 一部耐震改修工事の場合は、耐震診断士等が作成した追加耐震改修工事の設計図面及び見積書
- (7) 耐震改修等促進リフォーム工事に係る補助金の交付の決定を受けている場合は、当該工事に係る(2)から(6)に掲げる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 〒 ー
住所
氏名
（電話： ー ー ）

除却工事補助事業実績報告書
（代理受領）

年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業が
完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 補助事業実施家屋の所在 新潟市
- 4 補助事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 代理受領に係る委任状（別記様式第18号）
- (2) 収支計算書（別記様式第5号）
- (3) 工事中及び工事後のカラー写真
- (4) 除却工事に係る請求書の写し及び当該請求書に係る額から補助金を差し引いた額の領収書の写し
- (5) 建替え工事を実施することが確認できる書類（建替えを行う場合に限る。）
- (6) 住替え先における世帯全員分の住民票（住替えの場合に限る。）
- (7) 住替え先の住宅の耐震性が確認できる書類（住替えの場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 〒 ー
住所
氏名
（電話： ー ー ）

除却工事補助金交付申請書

新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱の取扱要領第10条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 円
- 3 交付申請額 円
- 4 補助事業実施家屋の所在 新潟市
- 5 補助事業実施期間（予定）
補助金交付決定日 ～ 年 月 日

6 確認事項

次の事項を確認のうえ、にを記入してください。（がない場合は、交付決定ができません。）

- 本人及びその世帯に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。
- 除却後、耐震性のある市内の住宅等に居住します。

添付書類

- (1) 当該木造住宅の所有者と占有者が異なる場合は、除却を行うことについての別記様式第2号の占有者の同意書
- (2) 当該除却工事に要する費用の見積書の写し（補助対象部分と補助対象外部分を明記）
- (3) 市要領第2条第2項に基づいて行われた耐震診断結果報告書の写し又は誰でもできる耐震診断問診票の写し
- (4) 対象住宅の全景の分かるカラー写真
- (5) 新潟市制度用の納税証明書（申請する年度に発行されたもの）
- (6) 市要領第2条第1項の要件を満たすことを証する書類（市派遣要綱に基づき、耐震診断を実施した場合を除く。）
- (7) 市要領第2条第6項第1号の要件を満たすことを証する次の書類（2以上に該当する場合はいずれか1つ。ただし、非課税世帯に該当する場合はア及びオ）
 - ア 世帯全員分の住民票の写し（直近3か月以内のもの）
 - イ 介護保険被保険者証の写し
 - ウ 身体障害者手帳の写し
 - エ 療育手帳の写し
 - オ 世帯全員分（被扶養者を除く）の課税（所得）証明書（申請年度（前年度所得）分）
- (8) その他市長が必要と認める書類

新建第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

除却工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木造住宅耐震除却工事補助金については、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 補助事業実施家屋の所在 新潟市

交付条件

- (1) 新潟市木造住宅耐震改修工事等補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 〒 ー
 住所
 氏名
 （電話： ー ー ）

除却工事補助事業実績報告書

年 月 日付け新建第 号の で交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 補助事業実施家屋の所在 新潟市
- 4 補助事業完了年月日 年 月 日

補助金の交付先 （振込先）	金融機関名	銀行 信用組合	支店
	預金種目・口座番号	1 普通 2 当座	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号 (右詰めで記入)
	フリガナ 名 義 人		

添付書類

- (1) 収支計算書（別記様式第5号）
- (2) 工事中及び工事後のカラー写真
- (3) 除却工事に要した費用の請求書（工事金額に変更があった場合に限る。）
- (4) 除却工事に要した費用の領収書の写し
- (5) 建替え工事を実施することが確認できる書類（建替えを行う場合に限る。）
- (6) 住替え先における世帯全員分の住民票（住替えの場合に限る。）
- (7) 住替え先の住宅の耐震性が確認できる書類（住替えの場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

新建第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

除却工事補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった木造住宅耐震除却工事補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 木造住宅耐震改修工事等補助事業
- 2 補助事業実施家屋の所在 新潟市
- 3 交付決定額 円
- 4 交付済額 円
- 5 確定額 円

